

遺留分請求

相続時精算課税と遺留分請求

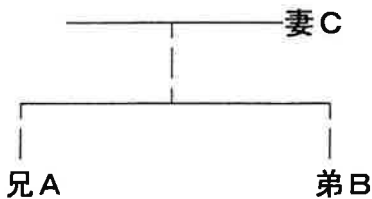
諸將易得耳。至如信者、國士無雙。王必欲長王漢中、無所事信。必欲爭天下、非信無所與計事者

贈与から 10 年間の期間

配偶者	:	被相続人の全財産の	2分の1
直系尊族	:	〃	2分の1
子	:	〃	2分の1

“yamauchi”さん、こんにちは

- > 相続が発生し、相続人はC（配偶者）と子A,B（兄弟）の3名です。
- > 相続財産は、現預金 30 百万円と会社株式 320 百万円で
- > す。



- > 相続発生約 5 年前に、上記会社株式 320 百万円は全
- > て A（兄）が相続時精算課税により取得しています。
- > 現預金 30 百万円は、法定相続分で C（配偶者）が 15 百
- > 万円、A（兄）、B（弟）はそれぞれ 7.5 百万円ずつ相続
- > します。

なるほど。

- > 今回の相続にあたり、B（弟）は、
- > A（兄）が相続時精算課税で取得した株式 320 百万円
- > に対して、遺留分請求等の自分の持分を主張すること
- > はできるのでしょうか。

できます。

- 理由 1 10 年以内の贈与であること。
- 理由 2 遺留分の侵害の事実を知った贈与であること。

遺留分の計算では、
会社株式 320 百万円は、
贈与時の評価ではなく、
相続開始時の時価で計算されます。

税理士のための相続をめぐる民法と税法の理解

3 相続開始の 10 年以内の贈与に限定

今回の民法改正で、相続人に対する贈与については、永久に遡るのではなく、相続開始の前 10 年について遡ることにしました。相続人に対する贈与について永久に遡るとする最高裁判決は実務において支障が生じていましたが、最高裁の考え方を全面的に否定することにも問題があり、妥協作として遡及期間を 10 年にしたと見ることができます。

本条の改正によって、贈与から 10 年が経過すれば、遺留分の対象には含まれ

ないことになりました。事業承継などの場合は10年間のゆとりを持った贈与の実行が必要です。

なお、10年の期間について、経過措置には特段の記載がないので、施行日以降に開始した相続からは10年の期間制限が適用されることになります。

4 遺留分の侵害を知って行った贈与

遺留分の侵害を知って行った贈与は、相続日より1年以上前に行われたものでも、遺留分の計算の基礎に算入されます。「損害を加えることを知って」とは、当事者双方が遺留分権利者の権利を害することを認識していればよく、遺留分権利者が誰かを知る必要はありません（大審院昭和4年6月22日判決・民集8）。

侵害の認識は、将来、財産の増加がないことを予見しながら遺留分を侵害する贈与を受けることです。

加害の認識は、贈与当時の事情によって判断されますので、贈与者が再婚した場合については、当然のことながら、再婚前に行った贈与には、後妻に対する加害の認識は存在しないことになります。

私の思い込みによる質問の読み違いと思われる場合は、再度のご質問をお願いします。

minoru.sekine@nifty.ne.jp 関根 稔
http://sekine.c.ooco.jp/
東京都千代田区丸の内2丁目1番1号
明治安田生命ビル17階
TEL 03-3215-0005
FAX 03-3215-0010

差出人: yamauchi masaki masaki_yamauchi@hotmail.com

件名: 遺留分請求

日付: 2023/07/20 6:08:39

宛先: masaki_yamauchi@hotmail.com

遺留分とは、被相続人が遺言で自由に処分できない財産の最低限の範囲を指します。遺留分は、被相続人の直系尊属（父母、祖父母）、配偶者、子（養子を含む）、直系卑属（子、孫、ひ孫）が有します。遺留分の割合は、次のとおりです。

- 配偶者：被相続人の全財産の2分の1
- 子 被相続人の全財産の3分の1
- 直系卑属：被相続人の全財産の2分の1

被相続人が遺言で遺留分を侵害した場合、遺留分権利者は、遺留分侵害額請求権を行使することができます。遺留分侵害額請求権とは、遺留分を侵害された者が、侵害者に対して、遺留分に相当する財産の支払を請求する権利です。

遺留分侵害額請求権は、遺留分侵害を知った日から1年間行使する必要があります。遺留分侵害額請求権を行使するには、家庭裁判所に申立てを行います。家庭裁判所は、遺留分侵害額請求権の有無や侵害額を判断します。

遺留分侵害額請求権は、被相続人の自由な財産処分を制限する権利ですが、遺留分権利者の最低限の財産的利益を保護するための権利です。

留分請求とは、被相続人が遺言や生前贈与により、法定相続人の遺留分を侵害した場合に、法定相続人が被相続人に対して、遺留分相当額の金銭の支払を請求する権利です。

遺留分は、被相続人の財産の一定割合を法定相続人が最低限取得できる権利です。被相続人は、遺言や生前贈与により、遺留分を侵害することができますが、遺留分を侵害された法定相続人は、留分請求権を行使することで、遺留分相当額の金銭を取得することができます。

留分請求権は、法定相続人全員が有することができます。法定相続人と

は、被相続人の配偶者、子、直系尊属、兄弟姉妹です。

留分請求権は、被相続人の死亡により発生します。遺留分侵害の原因となった遺言や生前贈与がされた後であっても、被相続人が死亡するまでは、留分請求権は発生しません。

留分請求権は、被相続人に対して行使します。被相続人が死亡した場合は、遺留分侵害の原因となった遺言や生前贈与を受けた者に対して行使します。

留分請求権を行使する方法は、遺留分侵害額請求訴訟を提起することです。遺留分侵害額請求訴訟は、家庭裁判所に提起することができます。留分請求権は、被相続人の財産を保護するための重要な権利です。被相続人が遺言や生前贈与により、遺留分を侵害された場合には、留分請求権を行使することで、遺留分相当額の金銭を取得することができます。

遺留分とは、被相続人が遺言で財産を自由に処分できる権利（自由処分権）を制限し、一定の相続人に最低限の財産を取得させる権利です。遺留分は、被相続人の親族（配偶者、子、直系尊属）が有します。

遺留分は、被相続人の財産の価額を基準に計算されます。遺留分の割合は、配偶者の場合は遺産の2分の1、子の場合は遺産の3分の1、直系尊属の場合は遺産の2分の1です。

被相続人が遺言で遺留分を侵害した場合、遺留分権利者は、遺言執行者に対して遺留分侵害額請求を行うことができます。遺留分侵害額請求とは、遺留分を侵害された遺留分権利者が、遺言執行者に対して、遺留分を侵害された金額の支払を請求する権利です。

遺留分侵害額請求は、遺言執行者に対して行わなければなりません。遺言執行者がいない場合は、裁判所に対して行います。

遺留分侵害額請求は、遺留分権利者が遺留分を取得するための最後の手段です。遺留分を侵害された場合は、早めに弁護士に相談することをお

No.4103 相続時精算課税の選択

[令和4年4月1日現在法令等]

対象税目

相続税、贈与税

概要

相続時精算課税の制度とは、原則として60歳以上の父母または祖父母などから、18歳（注1）以上の子または孫などに対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。この制度を選択する場合には、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日の間に一定の書類を添付した贈与税の申告書を提出する必要があります。

なお、この制度を選択すると、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降すべてこの制度が適用され、「暦年課税（注2）」へ変更することはできません。

また、この制度の贈与者である父母または祖父母などが亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額にこの制度を適用した贈与財産の価額（贈与時の時価）を加算して相続税額を計算します。具体的な贈与税および相続税の計算については、下記の「計算方法・計算式」をご覧ください。

このように、相続時精算課税の制度は、贈与税・相続税を通じた課税が行われる制度です。

（注1） 「18歳」とあるのは、令和4年3月31日以前の贈与については「20歳」となります。

（注2） 「暦年課税」については、[コード4402「贈与税がかかる場合」](#)をご覧ください。

対象者または対象物

適用対象者

贈与者は贈与をした年の1月1日において60歳以上の父母または祖母など、受贈者は贈与を受けた年の1月1日において18歳（注）以上の者のうち、贈与者の直系卑属（子や孫など）である[推定相続人](#)または孫とされています。

なお、贈与により「[非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（措法70の7の5）](#)」の適用に係る非上場株式等を取得する場合、贈与者が贈与をした年の1月1日において60歳以上であれば、受贈者が贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人以外の者（贈与を受けた年の1月1日において18歳（注）以上の者に限ります。）でも適用できます。

また、贈与により「[個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（措法70の6の8）](#)」の適用に係る事業用資産を取得する場合、贈与者が贈与をした年の1月1日において60歳以上であれば、受贈者が贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人以外の者（贈与を受けた年の1月1日において18歳（注）以上の者に限ります。）でも適用できます。

（注） 「18歳」とあるのは、令和4年3月31日以前の贈与については「20歳」となります。

適用対象財産等

贈与財産の種類、金額、贈与回数に制限はありません。

計算方法・計算式

(1) 贈与税額の計算

相続時精算課税の適用を受ける贈与財産については、その選択をした年以後、相続時精算課税に係る贈与者以外の者からの贈与財産と区分して、1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額を基に贈与税額を計算します。

その贈与税の額は、贈与財産の価額の合計額から、複数年にわたり利用できる特別控除額（限度額：2,500万円。ただし、前年以前において、既にこの特別控除額を控除している場合は、残額が限度額となります。）を控除した後の金額に、一律20パーセントの税率を乗じて算出します。

なお、相続時精算課税を選択した受贈者が、相続時精算課税に係る贈与者以外の者から贈与を受けた財産については、その贈与財産の価額の合計額から暦年課税の基礎控除額110万円を控除し、[贈与税の税率](#)を適用し、贈与税額を計算します。

（注） 相続時精算課税に係る贈与税額を計算する際には、暦年課税の基礎控除額110万円を控除することはできませんので、贈与を受けた財産が110万円以下であっても贈与税の申告をする必要があります。

（2） 相続税額の計算

相続時精算課税を選択した者に係る相続税額は、相続時精算課税に係る贈与者が亡くなった時に、それまでに贈与を受けた相続時精算課税の適用を受ける贈与財産の価額と相続や遺贈により取得した財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納めた相続時精算課税に係る贈与税相当額を控除して算出します。

その際、相続税額から控除しきれない相続時精算課税に係る贈与税相当額については、相続税の申告をすることにより還付を受けることができます。

なお、相続財産と合算する贈与財産の価額は、贈与時の価額とされ

ています。

手続き

申告等の方法

相続時精算課税を選択しようとする受贈者（子または孫など）は、その選択に係る最初の贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間（贈与税の申告書の提出期間）に納税地の所轄税務署長に対して「[相続時精算課税選択届出書](#)」を受贈者の戸籍の謄本などの一定の書類とともに贈与税の申告書に添付して提出する必要があります。

相続時精算課税は、受贈者（子または孫など）が贈与者（父母または祖父母など）ごとに選択できますが、いったん選択すると選択した年以後贈与者が亡くなる時まで継続して適用され、暦年課税に変更することはできません。

申告先等

所轄税務署

根拠法令等

相法21の2、21の5、21の9～21の16、28、33の2、相令5、相規10、11、措法70の2の4、70の2の6、70の2の7、70の2の8

関連リンク

◆[相続時精算課税のあらまし](#)

◆パンフレット・手引き

・[相続税・贈与税の申告のしかた・手引きなど](#)

相续财产

2亿円

相续时精算课税财产

1亿円

合计3亿円

相续人は妻と兄弟の子

妻は1億円を相续し、

兄は1億円

兄は1億円の相续时精算课税财产を相続し、

弟は相续し、

弟の遗产分课税

$$200 \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2}$$

→ 50

$$100 \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2}$$

→ 25

75

$$300 \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2}$$

75

定率
（ 課税）

様式

差出人: yamauchi masaki masaki_yamauchi@hotmail.com

件名: 遺留分請求

日付: 2023/07/06 17:44:29

宛先: masaki_yamauchi@hotmail.com

はい、弟は遺留分請求をすることができます。

遺留分とは、相続人に対して法律で定められた最低限の相続財産の割合です。兄弟の場合は、法定相続分は遺産の2分の1です。

相続時精算課税制度とは、親子間贈与について、贈与税を相続時にまとめて納付する制度です。この制度を利用した場合、贈与税は贈与時に納付しないため、贈与額が相続財産に加算されません。

しかし、遺留分は、相続時精算課税制度を利用した贈与額も含めて計算されます。そのため、相続財産が2億円で、兄が相続時精算課税制度で全て贈与されている場合、弟の遺留分は1億円となります。

弟は、兄に対して、1億円の遺留分侵害額請求をすることができます。

遺留分侵害額請求とは、遺留分を侵害された相続人が、侵害された部分の財産を支払ってもらう請求です。

遺留分侵害額請求は、相続開始から1年以内に行わなければなりません。

はい、弟は遺留分請求をすることができます。

遺留分とは、相続人が被相続人から受け取ることができる最低限の財産のことです。遺留分は、民法で定められており、兄弟姉妹の場合は、相続財産の2分の1です。

相続時精算課税制度は、親子間における贈与税の納税を猶予する制度です。しかし、相続時精算課税制度を利用した場合でも、遺留分は侵害されません。つまり、相続財産が全て贈与された場合でも、弟は遺留分相当額の財産を請求することができます。

弟が遺留分請求をするには、相続開始後1年以内に、被相続人の遺言書や相続財産分割協議書を添付して、家庭裁判所に申立てを行う必要があります。

遺留分請求は、遺留分権利者の権利です。遺留分権利者は、遺留分を侵

害されたことを知った日から1年間で請求を行わなければ、権利を失うこととなります。

相続時精算課税制度を利用する場合でも、遺留分を侵害しないように注意する必要があります。

はい、弟は遺留分請求をすることができます。

遺留分とは、法定相続人（配偶者、子、直系尊属）が相続人に対して有する最低限の権利です。遺留分は、相続財産の一定割合を下回る遺贈や贈与があった場合には、法定相続人は遺留分侵害額請求をすることができます。

遺留分の割合は、相続人によって異なります。子の場合は、被相続人の死亡時点での法定相続分（配偶者1/2、子1/2）の2分の1となります。

したがって、今回の場合、弟の遺留分は2億円の2分の1、つまり1億円となります。兄が相続時精算課税制度で全て贈与した場合、弟は兄に対して1億円の遺留分侵害額請求をすることができます。

なお、遺留分侵害額請求権は、相続開始から1年以内に行わなければなりません。

2億円 法定相続分

配偶者 $\frac{1}{2}$	100 MY	(150)
兄 $100 \times \frac{1}{2}$	50 MY	(100)
弟 $100 \times \frac{1}{2}$	50 MY	(100)
	計 200	(300)
	精 (100)	
	300	(300)

法定相続分は (精) 遺留分E 合計200? 相続時精算課税

300
75